

行政関連通知（厚生労働省医政局医事課）

平成 31 年 2 月 8 日
医政医発 0208 第 3 号

各都道府県医務主管部（局）長宛

厚生労働省医政局医事課長
(公印省略)

医師による異状死体の届出の徹底について（通知）

死因究明等の推進につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、「死体外表面に異常所見を認めない場合は、所轄警察署への届出が不要である」との解釈により、薬物中毒や熱中症による死亡等、外表面に異常所見を認めない死体について、所轄警察署への届出が適切になされないおそれがあるとの懸念が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、医師法第 21 条について、下記の通り周知することとしましたので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願い申し上げます。

なお、本通知の写しを別記関係団体宛て送付することとしています。

記

医師が死体を検案するに当たっては、死体外表面に異常所見を認めない場合であっても、死体が発見されるに至ったいきさつ、死体発見場所、状況等諸般の事情を考慮し、異状を認める場合には、医師法第 21 条に基づき、所轄警察署に届け出ること。

【以下、厚生労働省 令和 7 年度版死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルから】

平成 31 年 2 月 8 日医政医発 0208 第 3 号が発出されていますが、その解釈については、「医師による異状死体の届出の徹底について」に関する質疑応答集（Q & A）について（平成 31 年 4 月 24 日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡）を参照すること。

「医師による異状死体の届出の徹底について」に関する質疑応答集（Q & A）

問 1 通知の発出の趣旨は何か。

(答) 医師が検案して異状を認めるか否かを判断する際に考慮すべき事項を示したものであり、医師法第 21 条の届出を義務付ける範囲を新たに拡大するものではない。

すなわち、平成 26 年 6 月 10 日の参議院厚生労働委員会における田村厚生労働大臣の答弁（注 1）及び平成 24 年 10 月 26 日の第 8 回医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会における田原医事課長の発言（注 2）と同趣旨であり、医師は、死体の検案の際に、様々な情報を知り得ることがあることから、それらの情報も考慮して死体の外表を検査し、異状の判断をすることになることを明記したものにすぎない。また、届出の要否の判断は、個々の状況に応じて死体を検案した医師が個別に判断するものであるとの従来からの解釈を変えるものではない。

(注 1) 平成 26 年 6 月 10 日参議院厚生労働委員会会議録（抄）

○ 田村厚生労働大臣 医師法第 21 条でありますけれども、死体又は死産児、これにつきましては、殺人、傷害致死、さらには死体損壊、墮胎等の犯罪の痕跡をとどめている場合があるわけでありまして、司法上の便宜のために、それらの異状を発見した場合には届出義務、これを課しているわけであります。医師法第 21 条は、医療事故等々を想定しているわけではないわけでありまして、これは法律制定時より変わっておりません。ただ、平成 16 年 4 月 13 日、これは最高裁の判決でありますが、都立広尾病院事件でございます。これにおいて、検案というものは医師法 21 条でどういうことかというと、医師が死因等を判定するために外表を検査することであるということであるわけであります。一方で、これはまさに自分の患者であるかどうかということは問わないということになりますから、自分の患者であっても検案というような対象になるわけであります。さらに、医療事故調査制度に係る検討会、これ平成 24 年 10 月 26 日でありますけれども、出席者から質問があったため、我が省の担当課長からこのような話がありました。死体の外表を検査し、異状があると医師が判断した場合には、これは警察署長に届ける必要があると。一連の整理をいたしますと、このような流れの話でございます。

(注 2) 平成 24 年 10 月 26 日第 8 回医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会議事録（抄）

○ 中澤構成員 それは、外表を見てということは、外表だけで判断されるということでおろしいわけですね。

○ 田原医事課長 基本的には外表を見て判断するということですけれども、外表を見るときに、そのドクターはいろんな情報を知っている場合もありますので、それ

を考慮に入れて外表を見られると思います。ここで書かれているのは、あくまでも、検案をして、死体の外表を見て、異状があるという場合に警察署のほうに届け出るということでございます。これは診療関連死であるかないかにかかわらないと考えております。

- 中澤構成員 そうすると、外表では判断できないものは出さなくていいという考えですか。
- 田原医事課長 ですから、検案ということ自体が外表を検査するということでございますので、その時点で異状とその検案した医師が判断できるかどうかということだと考えています。
- 中澤構成員 判断できなければ出さなくていいですね。
- 田原医事課長 それは、もしそういう判断できないということであれば届出の必要はないということになると思います。

問2 最高裁平成15年（あ）第1560号同16年4月13日第三小法廷判決及び東京高裁平成13年（う）第2491号同15年5月19日第3刑事部判決（都立広尾病院事件）との関係はどのように整理されるのか。

（答）上記の判決により示された医師法第21条の死体の「検案」及び届出義務が発生する時点の解釈を含め、上記の判決で示された内容を変更するものではない。

問3 本通知は医師法第21条の「検案」に死体の外表の検査以外の行為を含ませようとするものか。

（答）医師法第21条は医師が検案をした場合を規定したものであり、「検案」の解釈は問2の最高裁判決が示すとおり、「死因等を判定するために死体の外表を検査すること」を意味するものである。本通知は「検案」の従来の解釈を変えるものではなく、死体の外表の検査のほかに、新たに「死体が発見されるに至ったいきさつ、死体発見場所、状況等諸般の事情」を積極的に自ら把握することを含ませようとしたものではない。

問4 本通知は医療事故等の事案について警察署への届出の範囲を拡大するものか。

（答）問1のとおり、本通知は、医師法第21条の届出義務の範囲を拡大するものではなく、医療事故等の事案についての届出についても、従来どおり、死体を検案した医師が個々の状況に応じて個別に判断して異状があると認めるときに届出義務が発生することに変わりない。